

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年3月13日（木）午後2時

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	志摩浩志君	副委員長	前島広紀君
委員	木野田誠君	委員	中馬幹雄君
委員	厚地覚君	委員	新橋実君
委員	常盤信一君	委員	岡村一二三君
委員	下深迫孝二君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	萬徳茂樹君	農政畜産課長	桑木治夫君
横川総合支所産業建設課長	古城敦雄君	農政第1G長	山下晃君
横川総合支所産業建設課 農政畜産G主任主事	鬼塚友弘君	農政第1G主事	松元聖哉君
農業委員会事務局長	浜田健治君	農地G長	堀ノ内敬久君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 隈元秀一君

- 8 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

農地の無断転用について

中山間地域等直接支払事業について

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午後 2時00分」

○委員長（志摩浩志君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。本日は、前回の委員会で要望のありました、農地の無断転用について及び中山間地域等直接支払事業についての所管事務調査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、現地調査を行いますので、玄関前に御集合ください。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時01分」

「再開 午後 4時00分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農地の無断転用について及び中山間地域等直接支払事業についてを一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今この現地を見させていただきましたけれども、これは最初からああいう状況だったのか。それとも、中山間に入れてから、支払事業を導入してからああいうふうになったのか。そこをまず1点確認をさせてください。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

現地の状況ですが、初年度、平成12年度から制度が始まっております。それ以前にもう荒廃した1筆であったというふうに認識をしております。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、契約をするとき、私どもの地域も中山間を入れていきますから私もある程度は分かっているんですが、最初に面積と地番と確認をして、そしてこの事業を取り入れますよね。それをされなかったということですか、当時。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

当該農地を含む集落協定、あるいは制度が始まるのが旧横川町でしたので、その当時はこの制度を取り入れる当たりで、各団地あるいは集落で説明をしたというふうに思います。その段階で誤って、恐らく隣接する土地と当該土地とを誤って、恐らく行政側としましては集落に提案したんだろうと思います。その中で、初年度の協定につきましては、土地所有者の同意を得て初めて集落協定に取り組むというふうになっておりますので、恐らく旧横川町が提案したのは、その間違っただけを入れて提案をしたんでしょうけれど、最終的には集落のその所有者の同意が必要ですので、その方も耕作するというような状況で押されたと。実質はもう恐らく荒廃した土地だったというふうに認識をしております。

○委員（下深迫孝二君）

毎年、私の所では、9月の何日に中山間の検査をしますよと。草がほこっている所はきれいに除草をしておいてくださいねといったような案内を頂くんですよ。そして、きちっとして、その当日に合わせるようにしたり、例えばあと二、三日後が草払いといったようなときには、検査のほうを二、三日後にずらしていただいけませんかといったようなお願いもしたりして今までやってきたんです。こういうのは我々も初めて今回聞いたわけですが、そういうことを毎年検査される中でも気付かれなかったんですか。平成12年から始まって、今年が平成26年、平成25年までは検査をされたわけですよね、これは。そこはどうなのでしょう。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

現地確認につきましては、毎年行っております。制度上、9月30日ですか、末までには毎年行いなさいというふうになっておりますので、それはやっておりますが、現地につきましては先ほど言いましたように、市のほうもそこまでを含む団地あるいは集落協定ではないというふうな認識があ

ったと思います。だから、隣の隣接する土地からというようなそういう認識が恐らくあったのではなかろうかというふうに捉えております。

○委員（下深迫孝二君）

今、いろんな御意見を伺ったんですけれども、ということは行政のチェック機関がずさんであったということをお認めいただくんですね、これは。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

確かに現地確認を怠ったということは認めざるを得ないというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

現地のほうでもちょっと確認をしたんですけれど、公のところ、ここで確認しておきます。この古城集落協定（3期対策）ですが、これの全体面積は何㎡で、問題になっているこの団地、岩川団地ですかね、ここの面積は何㎡になって、問題になっているこの土地の1筆の土地が何㎡であるか、ちょっとお伺いします。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

まず最初に、集落協定の面積でございます。全体で11万9,474㎡でございます。岩川団地になりますが、ここが1万3,954㎡でございます。問題の当該土地が3,031㎡でございます。

○委員（新橋 実君）

その中で、またこれも現地で確認はしたところでしたけれども、3,031㎡の中でまだ境界が確定していないと言われていましたけれど、奥のほうにある竹林ですか、道路側とですね、その面積、その辺を確認されていないということでしたけれども、なぜそれが確認できていないんですかね。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

面積で幾らというお示しをすればよろしいでしょうか。[「確認できていない土地と、なぜ確認できないかですね。境界確定」と言う声あり] 実際その隣接する土地との境界が今のところ確定ができておりませんので、実測的な面積はお示しできないんですが、地籍上の面積を概略申し上げますと、921.74㎡、922㎡弱というのが復旧できていない面積であります。

○委員（新橋 実君）

3,031㎡のうちで921.74㎡がまだ復旧できていないということですが、これは確定はなぜできないんですか。隣接とその境界確定がなぜできないんですかね。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

境界確定につきましては、民地と民地、あるいはその当該用地が接する所有者、もう当然市道とも接していますし、あるいは用悪水路とも接しておりますので、そこ辺は当該土地所有者のほうで資格を持った測量会社のほうに依頼されて、測量をされた中で境界の立会申請書かれこれを提出いただいて、当然その市あるいはその隣接する民間の所有者に立ち会ってもらって、境界について同意をされれば、その今言われた境界が確定するというふうになりますので、今、その手続中であるというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

では、その境界確定については市のほうからも土地所有者に対して早く境界を確定しなさいと、業者を頼んでやりなさいと、そういう指導はいつ頃からされていますか。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

こういう状態で我々が現地を確認しましたが、昨年12月18日に一般の方から通報がありまして、現地のほうに赴いて状況を確認させてもらったところです。その段階で土地所有者の方を呼びまして、面談をさせていただきました。その中で、産廃というか、もろもろありましたので、そこ辺の処理の方法、あるいは復旧できる部分については復旧をなさいと。ただ、市道側から見てもらいました右手側の、竹が繁茂している部分につきましては、隣接する所有者との境界が確定しないと駄目だよねと、できないよねと、それが済み次第、早急にしてくださいというふうに指導したところです。

○委員（厚地 覺君）

岩川団地が1万3,954㎡、そのうちの3,031㎡、4224番地ですが、これが面積的に4分の1弱なんですよね。それをチェックしなかったというのも行政の落ち度もありましようけれども、それ以前の問題で、当然この直接支払制度に対しては毎年申請するわけですから、そこで署名捺印して出すわけですから、それも行政でやるのか、それとも団地・組合が一つでまとめて上げているのか、その辺はどうなっているんですかね。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

先ほども申しましたように、制度の初年度、平成12年度に関しましては出発点ですので、市のほうで対象農用地のくくりの提案をしたというふうに認識をしております。ただ、その後の1期、2期、1期が終わりまして2期、3期につきましては、集落協定の参加者の中で、どこまで、ここはもう外すとか除外するよとかいうのは、もう集落協定のほうで参加者の意見を集約して協定の面積、農用地面積に反映させるというふうに思っております。

○委員（厚地 覺君）

これは水稲共済加入はなかったんですかね、この団地には。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

はい、ありません。もう個人ですので、団体というような個別的なものはありません。

○委員（厚地 覺君）

それと一つ、農業委員会も毎年一筆調査をやっているわけですが、これはなぜ漏れたんですかね、これに。

○農業委員会事務局長（浜田健治君）

先般の議会の中でも説明申し上げましたとおり、確認としてはその道路から見て荒れた状態ではないという判断で、特段その違反転用とか何とかという部分には気付かなかったということでございます。

○委員（厚地 覺君）

しかし、道路から見えないといっても、あの今日見たあっちからは見えるわけですから、そのときはまだ廃棄物が置いてあったのではないですか。

○農業委員会事務局長（浜田健治君）

私どもも後々現場を確認した段階では、工事現場から発生した捨土らしいものが2か所ほどに置いてあったというのは確認させていただいております。利用状況調査の中では恐らく下まで歩いて

見ていないのかなというような状況を感じました。

○委員（厚地 覺君）

下まで歩いて、そこ10mも歩けば分かるわけですから、その辺をまたびしゃっと、担当委員が甘かったと言えば甘かったということだと私は思っています。その辺もやはり今度は指導をしていたきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

先ほど課長のほうで、1期、2期、3期、1期からずっと個人的な同意書は一人一人もらって、私どもも集落協定をしておりますけれども、個人の同意書ももらって、もらって来いと言われるからもらってくるわけですよ。それを、2期、3期目はもうその集落協定のほうでやられたというようなそういう言い方はちょっと当てはまらないのではないかなというふうに思います。やはりこれは担当の課である農政のほうでやはり一つ一つチェックされて、これで上がってきたものが本当にそうかどうかというのは確認されるわけですから、我々もその、例えば1期目が終わって2期目が出るときは農地を見て、ここはもう今後はどうしようもないなというときは、1期から2期に行くときはもう外すわけですから、2期から3期に行くときもここは駄目だなという所は外していくわけですから、それを申請して上げるわけですから、それは当然ながら行政の皆さんも目を通していただいているものとして受け取っているわけですから、そこ辺が曖昧であれば、我々が曖昧に出せばそれで済むわけですよ、そういう形になれば。だけど、ちゃんとした会計検査もあるわけですから。それで、去年もあなたのところは会計検査に当たるかもしれないよというような話もあったし、今年は当たりました。そういうふうにして、私どもも行政のほうから、霧島で言えば、今年もまた農地をチェックする時期が来ましたので、一緒に見て回りましょうということで、私の所も42町歩あります。ですから、全部回れば半日掛かりますよ。それを、支所の担当の方と一緒に回ってチェックしているわけですから。ですから、今日行って見させてもらいましたけれども、ああいう形であれば、私の立場から言わせてもらおうと、これはもう完全に行政の怠慢としか言えないような気がしました。

○委員（新橋 実君）

あそこの古城集落協定ですけども、この3期対策、これは全て水田になっているんですかね、水田なんですか。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

田でございます。

○委員（新橋 実君）

だけど、あそこは今日見た土地は、どう見ても田んぼになるような土地ではないわけですけども、本当に今、木野田委員が言われましたけれども、それが本当、行政がなぜ分からなかったのか不思議でたまらないところなんですけれども、それについてさっきからいろいろ話が出ていますけれども、やはり行政のほうもしっかりと取り組む姿勢が足りなかったのかと思いますけれども。先ほど毎年されたということでしたけれども、各期ごとに、1期、2期、3期ごとにやはりそういう現地調査もされると思うわけですけども、農業委員会のほうにしても。しっかりと対応していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員（常盤信一君）

確認をさせていただきたいんですが、先ほど問題の箇所が3,031㎡ということですが、計算をして割り出した割にはその境が分からないというのは、ちょっと私、よく分からないんですが、どういう意味なんですかね。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

3,031㎡につきましては国土調査後の面積でございます、境界が分からないというのは、隣接地との境界ということでしょうか。

○委員長（志摩浩志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時22分」

「再開 午後 4時24分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

対象の農用地面積の測定というような取扱いで、直接払の対象となる農用地面積は、団地・筆毎の取扱いにつきましては、団地毎面積、これにつきましては国土調査による地籍図に基づく台帳の合計面積、一筆ごとの合計面積、団地の面積ですね。それから、筆毎の面積、これに関しましても地籍図等がある場合は地籍図に基づく台帳の面積というふうになっております。

○委員（新橋 実君）

今回のこの古城集落協定に結ばれたこの11万9,474㎡ですが、これの中山間地域等直接支払金、お金は幾らくらいになるんですか。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

単年度の交付金で言いますと、95万5,792円でございます。

○委員（新橋 実君）

単年度でと言われましたけれども、これが平成12年から始まっているわけですが、今回、会計検査も入られたということでしたけれども、例えばこれは12年から合算というようなことで、もし何かあった場合、返済とかがあるんですかね。合計になるんですか、それとも何か時効というのがあるんですか。1期1期でいくんですかね。

○横川総合支所産業建設課農政畜産G主任主事（鬼塚友弘君）

1期からでいきますと、第1期対策は上ノ第2集落協定という集落協定に属しております。第2期対策につきましても上ノ第2集落協定であります。金額でいけば、第1期対策が、まず単年を申し上げます。314万6,969円、これが5年で1,573万4,845円。第2期対策につきましては単価が平米当たり6.4円ということで若干下がります、金額が単年で253万5,507円、5年分で1,267万7,535円。3期対策に入りまして古城集落協定になります。単年で95万5,792円。現在4年分を交付しておりますので、382万3,168円。これが期ごとの交付金額になります。返納関係につきましては、今、会計検査の指導も頂きながら、当該土地での返納を今後、県と国と詰めていきたいということで、経緯、それから市の方針のほうを伝えてあります。

○委員（新橋 実君）

先ほどから言いますように、これは市の怠慢も結構あると思うんですよね。例えば、もしこれが決定した場合、やはり市としての措置というのは考えていらっしゃるんですか。

○農林水産部長（萬徳茂樹君）

返還の分が、当該用地の分だけであれば、その分は当然その該当者のほうに返していただくというような形でございますけれども、これがもし全体の分まで、協定面積全部の分にとということになると、それはまた執行部のほうで検討していかないといけないのかなというふうに思っています。

○委員（下深迫孝二君）

行政の皆さん方の説明を聞きますと、故意にされたのではないだろうと、良いふうに私は受け取っているわけです。できることなら、何とかその個人返納だけで穏便に済ませられればいいのかというふうに思うんですけれども、それとも事を荒立てたほうが良いものなのか。どっちをお望みなんですか。

○農林水産部長（萬徳茂樹君）

私どもは県と一緒にあって、当該の用地に関わる分だけについて返納させていただきたいという形で、強く国のほうに対しても要望していきたいというふうに考えております。

○委員（中馬幹雄君）

その当該地の返納額というのは大体分かっているんですかね。

○委員長（志摩浩志君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時31分」

「再 開 午後 4時32分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

1期対策から3期対策の合計でよろしいでしょうか。[「はい」と言う声あり] 合計で31万5,222円でございます。

○委員（常盤信一君）

聞くところによると、昭和52年頃から荒れた土地になっているというふうにお聞きしたんですが、その間、平成12年までどういう御指導をされてこられたんですかね。放置してきたこと自体がよく分かりませんが。

○委員長（志摩浩志君）

休憩します。

「休 憩 午後 4時33分」

「再 開 午後 4時34分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

今回の問題が発生しましたときに、所有者の方を呼びまして面談をした際に、どれくらいからかというようなことで確認をしました。今、税務課のほうで管理しております航空写真等の閲覧ができますので、それで確認しましたところ、50年頃からもろもろ耕作ができない状況になっていたというようなことでございます。その間の指導はと言われますと、当時、我々は関与していないものですから、その分についてはちょっとここで答えできないところでございます。

○委員（木野田誠君）

この前の議会のときも50年頃という話がありましたけれども、私どもの中山間に入らせてもらっている人間から言うと、平成12年に初めて始まって、その時点でみんな個人別に印鑑を押して出しているわけですから、その時点でそこが該当するかどうか、それは判断できたはずなんですよ、旧横川町時代に。それがされていないということは、何と考えてもやはり行政の怠慢、もちろん出した人もあれでしょうけれども、その時点で「お宅さんが出しているのは駄目ですよ」となぜ言えなかったのか。そのとき言えていればこういうことはなかったと思うんですよね。それと、個人的に31万5,000円とかいうお金が返納されているという話ですけども、個人も悪いでしょうけれども、やはりこれは個人一人に、会計検査の結論が出ていないですからどういうふうになるかは分かりませんが、この全体の三千何百万円でしたか、このお金を返せという形になるかもしれませんし、どうなるか分かりませんが、例えば一番最初、軽い懲罰であって31万5,000円であったとしても、これを個人が返すのは当たり前かもしれませんが、今度の場合はもう50年から始まっているわけですから、これは一概にその個人だけの責任とは言えないのではないかなというふうに私は思うんですけども。やはり行政も少しは責任があるのではないですか、この31万5,000円にしても。

○農林水産部長（萬徳茂樹君）

今、委員のおっしゃるとおり、当然現地確認においてそういった不手際があって、本来なら区域に入れられないものを入れてしまったということは、確かに行政のほうもそういった面でのチェックの面で手落ちがあったというのは十分反省しているところでございます。ただ、その辺の、例えばその当該の分について返納ということになったときに、じゃあどこがどういう形で負担するかというものについては、今後、検討をさせていただきたいというふうに思います。ただ、当然、自分でそういう状況にあれば、集落協定を締結する段階で、いや、うちの土地はこうですよというような形のものが当然あってもよかったのかなと。確かに、行政のほうのそういったチェック漏れというのは行政のほうに責任がございまして。ただ、当然、集落と協定を結ぶわけですから、自分の土地についてこういうことですよということも、しっかりと申し出るべきではないかというふうに思っているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

私は今、木野田委員が言われたことに全く同感するわけですけども、最初はみんな印鑑をつけて、現地を確認してやっているんですよ。そして、ほとんどが継続になっていく。継続のときは、役員さんたちがこうして、それなら継続でいいよねというようなことでやっていた場合に、それに気付かないということもあり得るわけですよ。ただ、この中山間の場合は、基本的に国が3分の1、

県が3分の1，市が3分の1，恐らくこれだろうと思います。そのような中で，例えば途中で減らすということはできないんですよね，これは最初で契約すると5年間。増やしていくほうはできるみたいです。私も増やしたことはないんですけども。そういう中で，そういうこともきちっとしているわけだから，これはもう要するに横川町時代の行政の皆さん方が，本当，チェックがずさんだったと，これは言われても仕方がないですよ。最初にそれを入れていなければ，継続でもそういう問題は起きていないわけでしょう，これは。最初からそういう所を入れているわけですから，それはやはり真摯に受け止めていただかないと，我々は何もこういう問題は，大きくして地域の人を困らせようとやっているわけではないわけですから。できるなら穏便に済ませて，その本人負担返済くらいで済めばいいなど。年をとった人たちが一生懸命されて，もう使ったお金を戻せと今から言われても，これは大変な負担ですよ。だから，やはりそこら辺をきちっと，ただ責任のなすり合いではなくて，やはり行政もきちっと受け止めた中でやっていただきたいということを強く僕は要望しておきます。

○委員（木野田誠君）

もう一つだけお伺いしておきます。今日，現地を見せていただいたわけですがけれども，この3,031㎡は修復というか，重機で動かされた跡がちゃんとあるわけですがけれども，これは地主さんがされたのか，それとも借りている人がいれば借りている人が，耕作者がされたのか，それともこの岩川団地の人がされたのか，古城集落協定でされたのか，どなたがされたか教えてください。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

この件につきましては，議会のほうの一般質問でもありましたとおり，所有者が建設業を経営されていますので，その方が自社で可能な部分については復旧されたということでございます。[「所有者がされたということ」と言う声あり][「はい」と言う声あり][「所有者も耕作者も一緒ですか」と言う声あり][「はい，そうです」と言う声あり]

○委員（中馬幹雄君）

今日の現地を見ましたところ，今，復旧されたと言われますけれども，もともとの原型復旧はしていないですね。ただ，表面が畑地みたいになっていますけど，実際は隣の，今，牧草が確か芽が吹いていましたけど，あの高さがもともとのその土地の高さではなかったかなと私は思うんですよね。原型復旧であれば，あの土砂は全部撤去しないといけないのが原型復旧になるのではないかと思います。

○委員長（志摩浩志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時43分」

「再開 午後 4時45分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

原型復旧という形ではなくて，農地のほうに復旧したということでございます。

○委員（新橋 実君）

農地に復旧されたということですが、あと確定されていない土地がありますよね。そこについては確定されたらそこも農地に復旧するということで確認してよろしいでしょうか。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

境界確定後は農地のほうに復旧してくださいというふうに指導をしております。

○委員（新橋 実君）

結局、市道側も境界確定がされていないということでしたよね。あそこは前は多分段差があって、大分法があったと思うんですよね。その辺もそうしたら24条申請とかそういうのもされていなかったということですかね。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

市道側の市道と接する当該農地につきましては、先ほども申しましたように国調の地籍図としては、道に接する形で地籍図上はなっておりますので、その法面を承認して施工するというような手続は、申請は必要でないというふうに思っております。

○委員（新橋 実君）

法面があって、そこからその田んぼに入るに当たっては、やはり申請をして、要は道路を入れるにしても24条申請というのはその市の土地を通るわけですから。あれが上の土地の状況で、道路の幅で、法がなくて上であればその申請は必要ないかも分かりませんが、境界が法じりであれば、それは申請が必要だと思うんですけれど。どうですか。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

現在の地籍図を見ますと、市道との境界ぎりぎりまでが1筆と接しているという状況ですので、そこに市道側の道路敷きが入り込んでいるのであれば、当然、委員おっしゃるとおり、それは24条申請関係の手続が必要かというふうに思います。現況の地籍図を見ますと、もう境界と市道の境界が接しているという状況ですので、そこは要らないのではないかなというふうに思います。

○委員（常盤信一君）

チェックや指導等が非常に弱かったというか、ずさんという言葉が適切かどうかは分かりませんが、反省をされていらっしゃるわけですが、横川に限らず霧島市で同等のようなものがあるということはないんでしょうね。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

今回のことがございまして、一応全体に対してチェックを今、かけております。それと、第3期が26年度で終了いたします。27年度から第4期もまた続く可能性があるというふうに思っておりますので、27年度、その契約の前の段階では今年度中にきちっという形で、チェックをもう一回し直したいというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

ということは、今回またこの古城集落協定が4期目をやる場合は、この土地を外して入ることは可能なんですか。今、先ほど下深迫委員が、減らすのは駄目だとか言われましたけれども、期が変わるからいいんですか。そこら辺の確認をちょっと。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

期内での5年間ですが、この中ではできませんけれども、新しく期が始まるときは外してという

のはできますが、ただ規定がいろいろございますので、そこをクリアすればということになると思います。

○委員（厚地 覺君）

会計検査ももう検査員も現地を見られたそうですけれども、その検査の結果の印象としてはどう伺われましたか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

10日の日に書類等を確認されまして、11日に現地を見られたわけなんですけど、その場では、こちらのほうからこういう事例があるということで返還を考えているということで先に申し上げましたので、ただどこまで遡及して返還かというところが気になるところではあるんですけど、検査官が独断では言えないというようなことがありまして、検査官の方々も5人くらいで動いていらっしゃるんですけど、班長、副班長いらっしゃるわけですが、その辺と協議をするということでもございました。明日金曜日が最終で、県に講評をするということでしたので、その中で出てくるかはっきり分かりませんが、ちょっと今のところどの辺までかというのははっきりしないところでした。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 4時52分」

「再開 午後 4時54分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。本日行いました所管事務調査について、御意見はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

今日、現地を見せていただいたわけですが、3分の1程度がまだ復旧ができていないといったような説明も頂きました。これまでの経緯を聞きますと、行政のチェックも非常にずさんであったと。これは本人も当然のことですが、行政のチェックがずさんすぎるということですので、ましてやこれで全体の皆さん方に迷惑を掛けるということは非常に忍びないことですよ。お年寄りが多いわけですから。だから、この本人返納くらいで、それと行政の職員の責任といったようなところで丸く収められればいいのかということを感じました。残りについてはきちっと早目に復旧をしていただくということをお願いしたいというふう感じたところです。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにはございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで自由討議を終わります。次に、本日行いました所管事務調査について、委員長報告に付け加える点の確認ですが、まず委員長報告を行うかどうかお諮りしたいと思います。この委員長報告を今回しなくてもいいということでもよろしいでしょうか。

[[「異議なし」と言う声あり]]

次に、その他として何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 4時58分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 志 摩 浩 志